



かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪



登録番号	155
登録日	平成25年1月4日

名称	社会福祉法人恵仁会
代表者職名・氏名	理事長 池田 志保子
所在地	〒893-0024 鹿屋市下祓川町1800番地
電話番号	0994-43-2546
ホームページアドレス	https://www.kanoya-choujuen.jp/ - 1
業種	医療・福祉
業務概要	当社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業を行っている。
行動計画期間	令和6年11月1日 ~ 令和11年3月31日
行動計画の主な内容	<p>目標1) 職員の定着、離職防止の取り組み離職率を10%未満にする。</p> <p>目標2) 男女別の職種又は雇用形態の転換者の実績をあげる。 (正規職員割合 45.6%から 50%以上)</p> <p>目標3) 男性職員の育児休業取得率 5%以上、取得期間平均 2 週間以上と女性職員の育児休業取得率 100%を維持する。 : 介護休業の対象者の把握と介護両立支援制度の周知</p> <p><対策></p> <p>取組1) 各種相談体制を充実させ、男女ともに働きやすい職場環境を目指す。</p> <p>令和6年11月~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人事考課制度に基づき各部署が人事考課面談で職員の状況把握を行い ・取り組み業務の共有とライフスタイルに合わせた配置転換等が人事労務管理システム (SmartHR) を活用し、できるようにする。 <p>令和7年4月~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在設置しているハラスメント相談窓口の周知を強化する。 ・各事業所管理者等へのハラスメント等研修・多様な働き方の応援 (顧問社会保険労務士との連携による研修会、相談会の実施) の開催と事業所掲示活動・職員への周知 <p>令和元年12月~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所別離職率の調査と管理者部門長アンケートの結果を踏まえた内容の相談 ・ハラスメント研修の実施

	<p>取組2) 同一労働同一賃金の実現に向けて職員処遇の基本となる賃金制度の検討を行う。</p> <p>令和6年11月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の見直しによる各規程の簡素化 ・職員区分と職位の明確化と賃金体系の見直し <p>令和7年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則変更 ・同一労働同一賃金による賃金体系の変更・賃金表の変更 ・賞与算定基準の見直し <p>令和7年7月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新賞与制度の運用（夏季賞与） <p>令和7年12月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新賞与制度の運用（冬季賞与） <p>取組3) 育児休業法の改正（2025年4月～）に沿った育児・介護の両立支援</p> <p>令和7年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児介護休業法改正にともなう就業規則の変更 ・育児介護休業に関する研修の実施 ・育休取得相談シートの活用 ・育休復帰支援プランや両立支援制度，育児給付について周知 <p>令和7年10月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育休予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始 ・法人内イントラネットへ掲示
<p>こんな両立支援に取り組んでいます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 育児休業取得の促進 ○ 妊娠中、出産後に利用できる支援制度を導入しています。 ○ 男性職員が利用できる子育て支援制度を導入しています。 ○ パート職員の子育て支援の為に勤務時間短縮措置を行っています。 ■ 週休3日制の導入 ○ 仕事と生活の調和バランスを目指して、希望職員に週休3日制を導入。 ■ 年次有給休暇の取得推進 ○ 年次有給休暇の取得率40%以上をめざし、法人内各種会議において推進を呼びかけています。